

# 船舶事故調査報告書

平成24年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 庄 司 邦 昭  
委員 根 本 美 奈

事故等種類	転覆
発生日時	平成23年5月16日（月） 10時45分ごろ
発生場所	福井県福井港福井区福井南防波堤北端の西方沖 福井県坂井市所在の福井南防波堤灯台から真方位278°300m付近 （概位 北緯36°12.3′ 東経136°06.6′）
事故調査の経過	平成23年5月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 第三 <sup>つきみ</sup> 月見丸、0.2トン 244-22457福井、個人所有 3.85m (Lr) × 1.49m × 0.56m、FRP ガソリン機関、11.0kW、平成21年6月登録 最大搭載人員 旅客2人、船員1人計3人
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年9月22日 免許証交付日 平成19年11月16日 （平成25年9月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関及び計器類が濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、福井港福井区の福井南防波堤北端の南西方700m付近において錨泊して釣りを行っていたが、船長は、釣果が上がらず、風が急に強くなって波が高くなったので、平成23年5月16日10時40分ごろ揚錨し、間もなく本船の付近で錨泊して釣りを行っていた知人のプレジャーボート（長さ約3.17m）も揚錨したことから、共に福井港福井区の船だまりに向けて帰途についた。 船長は、船尾部で座って船外機を操作していたが、追い波の状態で航行することが危険であることを知っていたので、本船がうねりを追い越さないように速力を調整しながら操船し、約4ノットの対地速力で福井南防波堤北端に向けて北進した。 本船は、左舷後方からのうねりが追越す状態となり、10時45分ごろ、福井南防波堤北端の西方300m付近に差し掛かった際、うねりの頂部から谷間に落ちて船首がうねりの谷間に突っ込み、海水が流入するとともに、本船がうねりの進行方向に対して横向きになり、次のうねりで左舷側に転覆した。 船長は、救命胴衣を着用していたので、本船が転覆する前に海に飛び込

	<p>み、転覆した本船の船底にはい上がって救命胴衣のポケットに入れていた防水型の携帯電話で海上保安庁に連絡しようとしたが、太陽光が強くて携帯電話の画面が見えなかったので故障したものと思い、本船の付近を航行していた知人に海上保安庁への通報を依頼し、救助を待った。</p> <p>本船の後方を航行していた知人のプレジャーボートは、本船に接舷して船長の救助を試みたものの、救助することができなかったので、10時59分ごろ海上保安庁へ118番通報した。</p> <p>船長は、11時23分ごろ巡視艇搭載の小型ボートにより救助され、本船は、巡視艇により福井港福井区の船だまりへえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6～8m/s、視界 良好、気温 24℃</p> <p>海象：うねりの方向 南西、うねりの高さ 約1.5m</p>	
その他の事項	<p>船長は、昭和58年に小型船舶の操縦免許を取得後、小型船を購入してから約30年の操縦経験があり、本船を平成21年6月に購入し、最近では週に3～4回釣りに出掛けており、本事故発生場所付近の航行経験は豊富であった。</p> <p>船長は、出港前にテレビで気象情報を入手し、気象警報及び注意報が発表されていないことを確認した。</p> <p>船長は、本船を自動車でけん引して船だまりまで運搬していた。</p> <p>福井港福井区は、九頭竜川の河口に位置しており、本事故発生場所付近では、九頭竜川からの水流が影響して波が高くなりやすいことから、地元の小型船は、波が高いときには、福井南防波堤から距離を隔てて航行することがあった。</p> <p>本事故発生当時は、事故発生場所付近で釣りを行っていたのは、本船と知人のプレジャーボートだけであった。</p> <p>船長は、救命胴衣の上に合羽<sup>かっぱ</sup>を着用し、長靴を履いていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、福井港福井区の福井南防波堤北端の西方沖を左舷後方からのうねりに追い越される状態で北進中、うねりの頂部から谷間に落ちて船首がうねりの谷間に突っ込んだことから、海水が流入するとともに、うねりの進行方向に対して横向きになり、次のうねりを受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、追い波状態での航行が危険であることを知っていたので、本船がうねりを追い越さないように速力を調整していたが、うねりに追い越される状態になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、福井港福井区の福井南防波堤北端の西方沖を左舷後方からのうねりに追い越される状態で北進中、うねりの頂部から谷間に落ちて船首がうねりの谷間に突っ込んだため、海水が流入するとともに、うねりの進行方向に対して横向きになり、次のうねりを受けて転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>	

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出港前に気象情報を入手すること。</li><li>・ 小型船舶は、風や波の影響を受けやすいので、風が強くなり始めたときには、早期に帰航すること。</li><li>・ うねりに追い越されながら航行する場合は、うねりの前面では、うねりに乗らないようにできる限り早くうねりを通過させ、うねりの背面では、増速してうねりの背面につかまるように速力を調整しながら航行すること。</li></ul>
----	--